

教 育 研 究 業 績

2022年5月1日

氏名 田中 速

学位: 医学士

研 究 分 野	研 究 内 容 の キ ー ワ ー ド
公衆衛生学・健康科学、精神神経科学に関する実務	司法精神医学、医療観察法、精神保健福祉法、薬物・アルコール乱用、ギャンブル障害

主要担当授業科目	精神医学、心身医学、犯罪心理学、人体の構造と機能及び疾病、卒業研究、卒業論文
----------	--

教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項

事 項	年 月 日	概 要
1 教育方法の実践例 ① 生物—心理—社会モデルにもとづく精神医学教育	平成24年4月～現在	将来、心理臨床や高齢者・障害者福祉に従事する学生に向けて、生物—心理—社会モデルにもとづき、精神障害では生物学的メカニズムが情動や行動にどのように影響しているか、また心理的要因や社会的要因が生物学的基盤とどのように相互作用しているのかを体系的に講義している。
② 心理・精神科臨床と刑事司法の関連に関する教育	平成24年4月～現在	精神障害のなかには例えば薬物乱用などのように治療が必要な精神障害でありながら、同時に刑罰法規に違反し社会的制裁を科せられうるものもある。心理臨床や精神科臨床に従事する際に必要となる刑事手続きや強制的な精神科医療に関する制度について包括的に講義している。
2 作成した教科書・教材 ①司法精神医学と精神鑑定	平成8年4月	「器質性精神障害」の項目を分担執筆した。器質性精神障害の存在が争点となった精神鑑定事例の自験例を紹介し、刑事責任能力評価との関係を解説した。同書は司法精神医学についてわかりやすく解説した入門書である。
②臨床心理学辞典	平成10年8月	「精神鑑定」の項目を分担執筆した。刑事責任能力判定のための精神鑑定と禁治産者宣告（当時）のための精神鑑定について解説した。同書は臨床心理学領域の全分野を網羅的に解説した総合事典である。
③司法精神医学 3 犯罪と犯罪者の精神医学	平成17年12月	「インターネット犯罪」の項目を分担執筆した。社会的孤立や精神病理学上の問題がPIU; Pathological Internet Use のリスクファクターとなること、インターネット上のある種の愉快犯は広義の間接自殺と理解されうると指摘した。同書は司法精神医学の諸領域を網羅的に解説した教科書である。
④シリーズ生命倫理学 第9巻 精神科医療	平成25年5月	「精神科医療と守秘義務」の項目を分担執筆した。守秘義務に関する内外の法令やガイドライン、事例等を紹介した。同書は体系的な生命倫理学全集のうち、精神科医療に関連する話題を網羅的に解説した教科書である。
3 当該教員の教育上の <u>実績</u> に関する大学等の評価		

4 実務の経験を有する者についての特記事項		
5 その他		
職務上の実績に関する事項		
事項	年月日	概要
1. 資格、免許	平成3年6月 平成31年2月	医師免許 公認心理師登録
2. 特許		
3. 実務の経験を有する者についての特記事項 ①水戸地方裁判所精神保健審判員 ②千葉地方裁判所精神保健審判員	平成17年4月 ～平成25年3月 平成25年4月 ～現在	水戸地方裁判所において、心神喪失者等医療観察法による触法精神障害者への医療の開始や終了に関する審判と鑑定を行なっている。 千葉地方裁判所において、心神喪失者等医療観察法による触法精神障害者への医療の開始や終了に関する審判と鑑定を行なっている。
4. その他		

著書、学術論文等の名称	単著 共著 の別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	概要
(著書) 1) 司法精神医学と精神鑑定 (再掲)	共著	平成8年4月	医学書院	共著：小田晋、中谷陽二、田中速ほか33名。 「器質性精神障害」の項目を分担執筆した。器質性精神障害の存在が争点となった精神鑑定事例の自験例を紹介し、刑事責任能力評価との関係を解説した。同書は司法精神医学についてわかりやすく解説した入門書である。 執筆 pp. 147-150
2) 臨床心理学辞典 (再掲)	共著	平成10年8月	八千代出版	共著：恩田彰、伊藤隆二、田中速ほか49名。 「精神鑑定」の項目を分担執筆した。刑事責任能力判定のための精神鑑定と禁治産者宣告 (当時) のための精神鑑定について解説した。同書は臨床心理学領域の全分野を網羅的に解説した総合事典である。 執筆 pp. 296
3) 司法精神医学 3 犯罪と 犯罪者の精神医学 (再掲)	共著	平成17年12月	中山書店	共著：小田晋、中谷陽二、田中速ほか29名。 「インターネット犯罪」の項目を分担執筆した。社会的孤立や精神病理学上の問題がPIU; Pathological Internet Use のリスクファクターとなること、インターネット上のある種の愉快犯は広義の間接自殺と理解されうると指摘した。同書は

<p>4) 現代社会とメンタルヘルス —排除と包摂—</p>	<p>共著</p>	<p>令和2年10月</p>	<p>星和書店</p>	<p>司法精神医学の諸領域を網羅的に解説した教科書である。 執筆 pp. 122-132</p> <p>共著：斎藤環、森田展彰、<u>田中速</u>ほか10名。 「仮想現実の世界」の項目を分担執筆した。VR技術の精神医学、臨床心理学分野への応用に関する動向を紹介し考察した。</p>
<p>(学術論文) 1) 摂食障害の Binge Eating に Mazindol が奏功した2例</p>	<p>共著</p>	<p>平成5年9月</p>	<p>精神科治療学8巻9号 pp.1071-1081</p>	<p>共著：酒井和夫、<u>田中速</u>、小田晋 摂食障害の過食期に Binge Eating (いわゆるむちゃ食い) が出現することがあり、精神療法でコントロール困難な症状であるが、中枢性食欲抑制剤である Mazindol を使用を試みたところ、Binge Eating は抑制され、有害事象も発生しなかったの で報告した (考察に若干修正を加えられた他はほとんど自分で執筆した)。</p>
<p>2) 最近話題の精神神経症候群 ストックホルム症候群</p>	<p>共著</p>	<p>平成9年3月</p>	<p>臨床精神医学26巻3号 pp.301-306</p>	<p>共著：佐藤親次、小島秀悟、<u>田中速</u> 監禁被害者が加害者に対して次第に同情的となり、後の裁判では自分は被害を受けていなかった、と申告する特異な現象がありストックホルム症候群と呼ばれているが、精神病理学的にこれが出現する メカニズムを説明することを試みた。海外で開発された評価尺度を紹介し、日本語版の 試案を提案した (執筆担当部分は、協議して執筆したため特定できない)。</p>
<p>3) ストーカー行為を契機に初めて自閉症と診断された1女子例</p>	<p>共著</p>	<p>平成15年8月</p>	<p>精神科治療学32巻8号 pp.981-988</p>	<p>共著：斎藤由美子、小林純、<u>田中速</u>、清水文雄 特定の男子同級生に執拗なつきまとい行為をして高校より謹慎処分をうけた女子生徒を診察したところ、軽度知的障害を 合併する自閉症と診断された。自閉症などの広汎性発達障害と青年期の行動上の問題の 関連について文献を検討した。この症例でのつきまとい行為は恋愛感情によるもの ではなく、自閉症の常同行為やこだわりであると考えられた。本人に対しては障害の 受容と併せ、相手の気持を理解することの訓練を実施し、両親に対しても広汎性 発達障害に関する障害教育を行った (執筆担当部分は、協議して執筆したため 特定できない)。</p>
<p>4) 後見申立は適切にされているか?</p>	<p>単著</p>	<p>平成16年9月</p>	<p>臨床精神医学33巻9号 pp.1253-1257</p>	<p>法定後見の種類には後見、保佐、補助の3つがあるが司法統計上は最も重度の障害 に対応する後見の申立がほとんどであり、これは医学上の知的障害や認知症の 有病率分布とは異なる。軽度の障害者に後見申立が安易にされている可能性と その要因について考察した。</p>
<p>5) 茨城県立友部病院における精神科救急に関する経過報告</p>	<p>共著</p>	<p>平成17年12月</p>	<p>茨城県立病院医学雑誌23巻5号 pp.83-88</p>	<p>共著：橋本幸紀、<u>田中速</u>、大谷洋一、朝田隆 茨城県で行われている精神科救急システムの概観を紹介した。これまでに精神科 救急を受診した患者の特徴を診療録から後方視的に検討し、他の都道府県での 精神科救急でのそれと比較した。おおむね同様の病状や背景を有する患者が 受診していたので、茨城県における精神科救急システムの制度は妥当であると 考えられた (執筆担当部分は、協議して執筆したため特定できない)。</p>

6) オンラインゲームと嗜癖	単著	平成18年12月	精神科治療学21巻12号 pp.1303-1307	オンラインゲームの歴史について概観し、嗜癖的な没頭事例について検討した。社会的孤立や抑うつとPIU; Pathological Internet Useの相互作用により、オンラインゲームへの没頭が深まるものと考えられた。
7) 医療観察法審判における修復的司法の可能性について	共著	平成19年9月	臨床精神医学36巻9号 pp.1101-1105	共著: 田中速、広幡小百合、森田展彰、中谷陽二 精神障害者の暴力行為は家庭内でなされることが多く、家族は保護者かつ被害者という困難な立場にたたされる。障害者の社会復帰と被害者保護の双方を実現するためには修復的司法の概念を医療観察法審判に導入して被害者加害者対話Victim Offender Mediationを行うことが有益であると考えられた(自分でほとんどを執筆した)。
8) 補助・任意後見等の軽症者に関する問題	単著	平成19年3月	法と精神医療22号 pp.59-69	現行の成年後見制度では、判断能力の障害の程度と制限される行為能力に比例関係が求められているが、軽度の障害者の方が悪徳商法などの被害を被る機会が多く、被害回復も困難であることから、軽度の障害者であっても強い法的支援が可能となる後見類型が必要となりうることを指摘した。
9) ロック心性尺度の作成について	共著	平成26年3月	東京成徳大学大学院心理学研究科紀要14巻 pp.108-114	共著: 及川洸多、田中速 児童青年期の心理臨床においてはロック音楽を好む若者に抑うつや自傷行為、薬物・アルコール乱用等の問題が多いことが知られているが、ロック音楽を好む若者に特徴的なパーソナリティ傾向を明らかにし、またそれを測定する尺度を作成した。
10) ロック心性と抑うつの関連について	共著	平成26年3月	東京成徳大学大学院心理学研究科紀要14巻 pp.115-122	共著: 及川洸多、田中速 9)において作成したロック心性尺度を用いて、ロック音楽への関与と抑うつ・精神的健康度の関連を調査した。個人で受動的にロック音楽を聴くことに没頭する群では社会適応は良いものの精神的健康度が低い、バンド活動に参加してロック音楽の演奏に没頭する群では、社会適応は不良であるが精神的健康度が高いことがうかがわれた。
11) ひきこもりとインターネット依存	単著	平成27年12月	臨床精神医学44巻12号 pp.1645-1649.	行動嗜癖としてのインターネット依存は、没頭するアプリケーションが限定されない全般性インターネット依存と、没頭するアプリケーションが限定される限局性インターネット依存に分類されるが、ひきこもりの人々は特に全般性インターネット依存に対する脆弱性を有することを指摘した。
12) マスク着用行動の類型化に関する予備的研究～社交不安の対処に関する行動・安全確保行動～	共著	平成29年4月	東京成徳大学心理学研究17号 pp.27-34.	共著: 志村圭祐、田中速 近年、花粉症や感染症予防以外の目的でマスクを着用する者が増えていると言われている。一般の大学生を対象にマスク着用動機尺度の得点でクラスタ分析を行い3つのクラスタに分類した。3つのクラスタはそれぞれ他者評価懸念や社交不安の得点に有意差がみられた。実際に社交不安にもとづいてマスクを着用している者がいることが示唆された。
13) 恥感情および罪悪感	共著	平成29年4月	東京成徳大学心理学研	共著: 舟越璃穂、田中速

が瘦身願望に及ぼす影響について		月	究17号 pp. 35-41.	他者から体型について否定的な指摘をされることは、直接には恥感情や罪悪感、瘦身願望を高めてはいないが、抑うつとの間には正の相関が見られた。摂食障害傾向のある者においては、アレキシサイミアや否認等の防衛機制があることは重視されるべきである。
14) 同性愛者へのハラスメントを抑止する要因の検討 (その他) 総説	共著	令和2年4月 平成17年8月	東京成徳大学心理学研究19号 pp. 11-19. 犯罪学雑誌71巻4号 pp. 115-124	共著：井手口裕香、田中速 Abbot によるエスニック・マイノリティに対する支援モデルを元に、セクシュアル・マイノリティ当事者への支援的介入を説明する共分散構造分析モデルを検討した。
1) インターネットと犯罪心理	単著	平成17年8月	犯罪学雑誌71巻4号 pp. 115-124	インターネット犯罪に関する文献を概観した。逸脱的なインターネット利用態様とその要因に関する諸説を紹介した。
学会抄録 1) 鑑定例にみる茨城県下の老人犯罪		平成5年9月	茨城県臨床医学雑誌28号 pp. 56	軽度の血管性認知症者による殺人事件の精神鑑定自験例を報告した。前頭葉に低吸収域が散発しており、脳梗塞による人格変化と犯行の関連について考察した。
2) 脳梗塞老人による殺人例 近郊農村の社会病理と老年精神病理		平成5年12月	東京精神医学雑誌10巻1号 pp. 57	脳梗塞から認知症となり殺人事件をおこした被告人の精神鑑定自験例を報告した。当時はバブル経済による地価高騰のため、都市近郊で農業を営んでいた高齢者が公共事業による用地買収のため突然に多額の現金を取得することがあったが、これにつけこみ美人局行為をして金銭を脅し取ろうとした暴力団関係者が人格の先鋭化をきたした認知症者に刺殺された事件であった。単身生活の高齢者の心性を考慮して事件の背景を理解することを提案した。
3) 精神分裂病者が公判で精神分裂病を「詐病」した事例		平成6年6月	犯罪学雑誌60巻3号 pp. 128	真に統合失調症に罹患している者が、真性の妄想に基づき、虚偽の症状を意図的に産出し、裁判では「詐病」と認定され服役した者が出所後再犯し精神鑑定となった自験例を報告した。疾病利得を求めて意図的に虚偽の症状を産出しているのがDSMの定義によれば詐病と診断されるが、真に統合失調症に罹患していることも認められた。統合失調症と詐病が排反関係にはないことを指摘した。
4) 「胎生期のアンドロゲン曝露による超男性化」が争点となった精神鑑定の一例について		平成8年12月	精神神経学雑誌98巻12号 pp. 1078	1970年代には切迫流産の治療にプロゲステロン製剤が用いられていたが、動物実験では胎生期にプロゲステロン製剤を投与されると攻撃性や性衝動が亢進するという報告が存在する。胎生期にプロゲステロン製剤を投与された既往のある男性が複数人を殺害、強姦した事件の精神鑑定を経験したが、同事例では血中のアンドロゲン濃度に異常はなく、心理学的検査や精神医学的問診においても攻撃性や性衝動の病的な亢進は認められなかった。内外の文献も調査したが、人間においては胎生期のプロゲステロン製剤曝露によって攻撃性や性衝動の亢進がおきるという根拠はないと述べた。

5) 「微細な脳の障害」が争点となった精神鑑定例について	平成9年6月	犯罪学雑誌 6 3 巻 3 号 pp. 102	頭部 MRI 画像において軽度の側脳室拡大や脳波検査で後頭部三角波など、微細な神経発達障害を疑う検査所見が認められた精神鑑定自験例を紹介した。心理検査や精神医学的問診において器質性疾患の存在は認められなかったが、ごく軽い注意欠陥多動性がみられた。しかしそれは法的な刑事責任能力に影響を及ぼす程度には至っていないと述べた。
6) 茨城県における薬物依存システム 茨城方式とその特徴	平成13年7月	日本社会精神医学雑誌 10 巻 1 号 pp. 104-105	アルコール依存症に対する久里浜方式治療プログラムをそのまま薬物依存症者に適応しても治療脱落が多いことは知られている。急性覚せい剤中毒の解毒治療のみを精神科病院で行い、依存症そのものに対する教育やリハビリテーションは DARC などの自助グループと連携して行う手法を開発し、好成績を得たので報告した。筆者らの提案した茨城方式治療プログラムは今日では国内各地で広く行われている。
7) 拘禁環境下での虚偽性障害類似事例について	平成16年4月	臨床精神病理 2 5 巻 1 号 pp. 72-73	某新興宗教信者に逮捕後、拘置所で自分の大便を食べるなどの奇異行為が出現したために精神障害の存在が疑われ精神鑑定が行われた自験例を報告した。鑑定入院中の観察や精神医学的問診では精神病性障害の存在は認められなかったが、外的な疾病利得を意図した症状産出ではなかったため詐病ではなかった。公権力に敵対的な教団の立場を演ずる目的で症状を産出した虚偽性障害であると診断し、詐病と虚偽性障害の概念の歴史、異同を考察した。
8) 日本における Tarasoff 事件類似事例について	平成16年12月	法と精神科臨床 6 巻 pp. 125-126	アメリカでは通院中の精神障害者が第三者に加害行為を行うおそれが切迫している場合には、治療者は守秘義務を破るべきであるとする Tarasoff 原則が確立しているが、この判例のもととなった Tarasoff 事件に類似する状況で発生した事件の精神鑑定自験例を報告した。日本での守秘義務と第三者加害防止の関係について考察した。
10) 医療観察法鑑定における folie a deux (folie induite) の一事例	平成19年3月	司法精神医学 2 巻 1 号 pp. 94	家族など親密な関係の中では、発端となった精神病者の妄想を健常であった者が受け入れ、妄想を共有する現象がまれにあることが知られており、二人組精神病 folie a deux と呼ばれているが、医療観察法での精神鑑定自験例でそのような事例を診断したので報告した。この事例では続発者のみが触法行為に関与し医療観察法の審判手続の対象となっていたが、発端者は強制的な治療の対象とならないことは若干不合理であるように思われたのでその旨問題提起をした。
11) 非拘禁状況で発症したガンゼル症候群の1例	平成21年3月	茨城県臨床医学雑誌 4 4 号 pp. 23	ガンゼル症候群は典型的な拘禁反応として古くから有名であるが、物理的には拘禁されていなかったものの近日の逮捕予定が報道されていた者がガンゼル症候群を呈して入院となった事例を経験したので報告した。物理的な拘禁環境ばかりではなく、将来刑罰を科せられることへの恐怖によってもガンゼル症候群を発症することはありえるものと考えられた。

1 2) 大学生のギャンブル障害に関する調査	平成 2 7 年 8 月	日本社会精神医学雑誌 2 4 巻 3 号 pp. 313	関東地方 A 大学において日本語版サウスオークスギャンブルリングスケール SOGS を用いてギャンブル障害の有病率等を調査した。男子学生における推定有病率は約 10%であり、樋口 (2008) による一般成人の推定有病率 9%とほぼ同程度であったが、一般成人とは異なり、大学生では SOGS のスコアと精神的健康度のスコア GHQ-12 の得点には有意な相関はみられなかった。一般成人のギャンブル障害と若年層のギャンブル障害は異なる病態を持つ可能性があると考えられた。
1 3) 大学生のギャンブル障害に関する調査 (第 2 報)	平成 2 8 年 1 月	日本社会精神医学雑誌 2 5 巻 3 号 pp. 247-248	関東地方 A 大学において改訂日本語版 SOGS, K6, 改訂日本語版 Barratt 衝動性尺度 (BIS-11), 家族の物質使用歴・ギャンブル歴を調べる質問紙調査を施行した。病的ギャンブルが疑われた者は 11.7%であった。また病的ギャンブル疑い群では BIS-11 において計画性の欠如因子が高いこと、また家族においても病的ギャンブルが疑われる者が多いことが伺われた。
1 4) LGBT の思春期におけるカミングアウトが成人後の精神的健康に及ぼす影響について	平成 2 8 年 1 月	日本社会精神医学雑誌 2 5 巻 3 号 pp. 260	関東地方のセクシュアルマイノリティグループ参加者を対象に Russel (2014) から思春期におけるセクシュアリティの自己開示経験, セクシュアリティに関連したいじめ被害経験, 被援助経験, 成人後の抑うつ, 自尊感情等を測定する質問紙調査を施行した。思春期のセクシュアリティの自己開示はいじめ被害経験と被援助経験の双方を増加させていた。いじめ被害経験は成人後の抑うつや自尊感情の関連があったが, 被援助経験は抑うつや自尊感情を低下させていないことが伺われた。これは欧米の先行研究とは異なる結果である。本邦ではセクシュアルマイノリティの児童生徒に対し, いじめ被害の防止により配慮する必要があるかもしれない。